

AI ケアプランシステム等の試行的活用によるケアマネジャーの業務効率化検証事業委託 業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名

AIケアプランシステム等の試行的活用によるケアマネジャーの業務効率化検証事業委託

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

受託者社内、試行的活用を行う居宅介護支援事業所及び委託者が指定した場所等

4 業務目的

近年、支援を必要とする高齢者数は右肩上がりに増加を続ける一方で、介護保険のサービスと利用者をつなげる役割を持つケアマネジャーの減少が続いています。ケアプラン作成や様々な記録作成、その他事務作業が大きな負担となっていることが減少の一要因でもあると考えられ、業務負担軽減が喫緊の課題となっています。

本事業はケアマネジャー業務の効率化や負担軽減のため、AI ケアプランシステム等を用いてケアプランの作成を試行的に行い、有用性を検証するとともに、ケアマネジメントに関連する業務負担軽減のためにデジタルツールの活用に関する課題整理を行うことを目的とします。

5 業務概要

AI ケアプランシステムのアカウント等を調達し、ケアマネジャーが AI ケアプランシステム等を利用することによるケアマネジメント業務の効率化及び負担軽減について効果検証を行う。

- (1) ケアマネジャーの業務効率化を検証するための成果指標及び、効果測定を行うための調査票を作成する。
- (2) ケアマネジャーによる AI ケアプランシステムの利用を支援する。
 - ア ケアマネジャーへの説明会の開催（契約締結後～5月）
 - (ア) ケアマネジャーに対して説明会を集合又はオンラインで実施する。
 - (イ) AI ケアプランシステムを提供する事業者（以下「提供事業者」という。）が AI ケアプランシステムの使い方やシステムの特徴等を説明する機会を調整する。
 - イ AI ケアプランシステムのアカウントの調達及び付与（5月頃までにアカウント調達、翌年3月まで付与）
 - (ア) AI ケアプランシステムは、計2種類以上の商品を調達する。調達したライセンスの受領を証明する契約書等を横浜市に提出する。
 - (イ) 横浜市が指定するケアマネジャー10人に対し、1人につき、1種類の AI ケアプランシステムのアカウントを付与する。
 - (ウ) 調達した2種類以上のアカウントは、試用するケアマネジャー数に偏りなく、均等に付与する。
 - (エ) 提供事業者が提供する「システムに付随するツール」を使用することは妨げないが、事前に横

浜市に協議を行うこと。

(オ) AI ケアプランシステムのアカウント及びシステムに付随するツールの使用料について、提供事業者に対し、契約に基づく使用料の支払いを行う。

ウ AI ケアプランシステム等の利用の進捗管理（アカウント付与後～翌年 3 月）

ケアマネジャーが AI ケアプランシステムやシステムに付随するツールを継続して活用するために、提供事業者と協力してケアマネジャーを支援し、進捗を管理する。

(ア) AI ケアプランシステムを使用して 3 ケース以上ケアプラン作成を行うよう、定期的にケアマネジャーへ電話やメール等で連絡し、進捗管理をする。

(イ) ケアマネジャーが AI ケアプランシステム及びシステムに付随するツールの設定や操作の説明及び技術的な助言が受けられるよう、提供事業者と調整する。

(ウ) AI ケアプランシステムの使用に伴う生成 AI の使用については国が示すガイドラインや横浜市の規則等を遵守するよう配慮する。

(3) AI ケアプランシステムの有用性を検証するための調査（6 月～翌年 3 月）

AI ケアプランシステムやシステムに付随するツールの有用性を検証するための調査を実施する。実施手法は、ケアマネジャーへのヒアリングやアンケート等により行う。調査内容の詳細は、委託者と協議の上、決定する。

(4) ケアマネジャーの業務の効率化に資する AI ケアプランシステム以外のデジタルツールの試行・提案

ケアマネジャーの業務負担に関する課題整理を行い、AI ケアプランシステムと併せて業務負担軽減に資するデジタルツールの試行・提案を行う。

6 成果品

本市健康福祉局高齢在宅支援課にデータで提出をしてください。

(1) 報告書

(2) 本業務委託により作成した資料

7 業務価格

業務価格は、約 6,900 千円（税込）を限度とする。

8 部分払い

する（4 回以内）

9 経費支出等

(1) 支払期限

委託した業務内容が履行され、検査に合格後、適正な請求書を受領した日から起算して 30 日以内に支払います。

(2) 事業実施経費に不足が生じた場合、市は実施団体に対し不足分を補填しないものとし、受託者が負担するものとします。

10 事業実施における留意事項

(1) 打合せ、協議等は必要に応じて随時行う。

- (2) この「AI ケアプランシステム等の試行的活用によるケアマネジャーの業務効率化検証事業委託業務説明資料」に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月 31 日規則 59 号）に定めるところによるほか、必要に応じて本市と受託者が協議して定める。
- (3) 本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方で協議の上決定する。
- (4) 成果品及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、横浜市に帰属する。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、横浜市の承諾を必要とする。また、受託者はこれら成果品に関し、委託者及び委託者からの譲り受け人に対し著作権人格権を行使しないものとする。
- (5) 本契約は、令和 7 年度横浜市各会計予算が横浜市議会において可決された上、同年 4 月 1 日以降に契約書を交換することによって確定するものとする。

業務実施期間は令和 8 年度までの 2 年間であるが、各年度の運営状況が良好と認められ、実施内容に変更がなく、横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登載されている場合で、翌年度の予算が議決を経て成立した場合に限り、単年度ごとに契約を締結するものとする。

11 適用文書

受託者は本業務を遂行するにあたり、別紙の文書を遵守しなければならない。

- (1) 委託契約約款
- (2) 個人情報取扱特記事項
- (3) 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

12 その他

本件は、令和 7 年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とします。